

No.	該当箇所 (※)	質問	回答
1	事例9	本指針における「安否不明者」の定義を教えてください。	「安否不明者」とは、行方不明者（当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者）となる疑いのある者をいいます。
2	事例9	自治体からすると、安否不明者、死者・行方不明者すべてにおいて氏名公表の方針を考えなければならない。安否不明者だけを扱うのは中途半端では。指針は無理でも死者・行方不明者を含めた一体的な公表方針をガイドラインで示すべきではないか。例えば、死者の情報は生きている遺族の個人情報になり得るとあるが、死者の情報を公表する場合に留意すべきことなど、自治体によって判断が異なってしまうのは、法律改正の趣旨からはずれてしまうのでは。また、行方不明者に関しては、安否不明者と同じ法解釈で公表することはあり得るのか。	個人情報保護法における個人情報（第2条第1項）とは、生存する個人に関する情報であり、死者に関する情報は含まれませんので、個人情報保護法の規律の適用はなく、死者の氏名等の公表については、地方自治体において、適切に判断していただきたいと考えております。 また、行方不明者とは「当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者」とされており、その氏名等の公表については、救助活動等の災害応急対策上の必要性が乏しいことから、氏名等の公表により安否情報の収集が進み捜索対象者を絞り込むことができる安否不明者と同様の整理はできないと考えております。その上で、個人情報保護法の内容を踏まえ、同法に基づき提供が認められるかについては、地方自治体において、適切に判断していただきたいと考えております。
3	事例9	「本人又は第三者の権利利益の不当な侵害の防止」とあるが、指針に示された住民基本台帳の閲覧制限やDV・ストーカー行為以外に、第三者の権利利益の不当な侵害に当たる例を教えてください。	住所の公表に当たっては、住居を特定できると空き巣等を誘発するおそれがあることから、市町村名又は町名・大字名までにとどめる等の配慮をすることも考えられます。
4	事例9	本方針案P68「救助活動の効率化・円滑化のための必要性が認められない例としては、安否情報が明らかな場合（被災したことは明らかであるが、発見できずに所在不明となっている者等。）や、発災後長時間が経過し救助の可能性がない場合がある。公表後においても、時間の経過を踏まえ、救助活動の終了時期等も考慮しつつ、公表の終了時期を検討すべきであることに留意が必要である。」とありますが、発災後長時間及び時間超過とはそれぞれどの程度を念頭に置かれているか具体的に例示願います。	氏名等を公表する必要性については、災害状況（災害の種類・規模、要救助者の生命・身体に対する重大な危険の切迫性等）を踏まえて、個々の事例ごとに判断する必要があります。また、「発災後長時間が経過し救助の可能性がない場合」については、災害状況や救助活動の進展も踏まえて、判断していただく必要があります。
5	事例9	本方針P69「注釈31 安否不明者の氏名等の公表により安否不明者本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある特段の事情を把握している者がいる場合に、・・・略、公表により本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合は申し出るよう、・・・略。」とありますが、住基台帳の閲覧制限がなく、既に公表済の場合は、申し出があった時点から非公表とする運用で問題ないでしょうか。 また、家族等第三者のうち、1人でも申し出があれば、非公表とする運用で問題ないでしょうか（例えば家族等のうち、ある特定の人物から個人的な理由により非公表の申し出を詐称してくる場合等は自治体では気付けません。）	家族等第三者からの申し出により、特定の安否不明者の氏名や住所等を公表することが違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあることが判明したときや、所在情報を秘匿すべき事情が判明した場合等、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある特段の事情を把握したときは、その者の氏名や住所等を公表対象から削除したり、公表を停止したりする必要があります。なお、家族等第三者のうちの1人から申し出があったことのみをもって必ず公表対象から削除したり公表を停止したりする必要はございませんが、個別の事案に応じて適切にご対応ください。
6	事例9	P68 必要性が認められない例として、安否情報が明らかな場合（被災したことは明らかであるが、発見できずに所在不明となっている者等）と記載がありますが、発見できていない以上他の可能性も検討のうえ、公表し情報収集することが効率化につながる場合もあると思われませんが、敢えて記載した理由を教えてください。	被災したことが明らかな方について、その氏名等の公表については、救助活動等の災害応急対策上の必要性が乏しいことから、氏名等の公表により安否情報の収集が進み捜索対象者を絞り込むことができる安否不明者と同様の整理はできないと考えておりますので、こうした記載をしております。
7	事例12～14	災害対策基本法第49条の11第3項に市町村長は、災害が発生し、又は、発生する場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等に必要な限度で、避難支援関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。とありますが、この場合とは、L3高齢者等避難、L4避難指示、L5緊急安全確保のどれになるか教示願いたい。	お尋ねの警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避難指示、そして、警戒レベル5緊急安全確保が発令されている場合には、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であると考えられます。 なお、災害対策基本法第49条の11第3項の規定に基づく名簿情報の提供が、警戒レベル3～5の各避難情報の発令を要件として行われるものではありません。避難情報の発令は、観測した雨量等に基づき自然現象の状況を踏まえて行われるため、実際の自然現象の状況と発令のタイミングは必ずしも一致しないことから、避難情報の発令にかかわらず、同項の規定に基づき名簿情報を提供する場合（災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるとき）が考えられます。
8	事例1、2	事例1において、災害時に撮影したカメラの情報を、避難誘導等の災害対応へ活用する場合、利用目的に含めておけば、個人が映り込んでいる情報であっても利用目的内として災害対応機関へ提供できるとされており、また、事例2においては、災害時に撮影したドローン等の情報を、避難指示等の実施判断などに活用する場合、利用目的に含めておけば、個人が映り込んでいる情報であっても利用目的内として災害対応機関へ提供できるとされているが、「利用目的に含めておく」という要件を満たすためには具体的にどのような行為や手続きなどを想定しているのか。 同じように、事例9において、安否不明者のリストを作成する際に、リストの利用目的の特定の際に、都道府県への同リストの提供を利用目的の一つとして定めておくと、利用目的内の提供として、都道府県への提供が可能となるとされている。住民基本台帳をもとにしたリスト作成にあっては、都道府県への名簿情報の提供を利用目的と明示して住民基本台帳データを取得することで要件を満たせると思うが、近隣住民等からの情報を元に名簿を作成する場合、どのようにして利用目的の特定を行うこととなるのか。	利用目的の特定の方法として、事務対応ガイド（行政機関等向け）には、「利用目的について内部的に整理したものを文書化しておく」といった対応等が考えられる旨記載がされております。個人情報の利用目的は、開示請求の際に開示請求者に対して通知する必要があるため、当該個人情報に含まれる個人情報ファイルの利用目的として個人情報ファイル簿にも記載する必要があるものとなります。なお、これは考えられる対応の一例ですので、取り扱う個人情報の内容や利用する業務の実態等に応じて、個人情報保護法第61条第1項の規定に基づき利用目的の特定を適切に行っていただくようお願いいたします。 個人情報保護法第61条第1項に規定する「その利用目的をできる限り特定」とは、個人情報がどのような事務又は業務の用に供され、どのような目的に使われるかをできるだけ具体的、個別的に特定することを求める趣旨であり、利用目的の特定の程度を行政機関等の恣意的判断に委ねるものではなく、利用目的は、具体的な利用行為が当該利用目的の範囲内であるか否か、合理的かつ明確に判断できるものである必要があります。このような利用目的の特定の考え方を踏まえて、災害対応機関への提供が利用目的の範囲内であるといえるように、適切に利用目的を特定することが求められます。なお、利用目的の特定に関しては、条例を含む法令の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な限度で行う必要があることにご留意ください。
9	第1章 本指針の趣旨等;	本指針の目的として、災害対応を行う地方公共団体の判断に資する内容とする記載を目指しているところがあるが、真に判断に資する内容を指すのであれば、死者に関する指針策定も必要と考えますが今後策定予定はないのでしょうか。また、死者に関する個人情報の公開基準を地方公表団体独自で策定すべきであるならば、防災分野における個人情報の取扱いに関する検討会の内容を共有していただければと思います。	個人情報保護法における個人情報（第2条第1項）とは、生存する個人に関する情報であり、死者に関する情報は含まれませんので、個人情報保護法の規律の適用はなく、死者の氏名等の公表については、地方自治体において、適切に判断していただきたいと考えております。 また、検討会の内容についてはHPで公表しておりますので、併せてご確認ください。
10	第2章 個人情報の基本的な考え方;	災害対策基本法施行規則第8条の3第3項第3号の規定により、照会者が当該照会に係る被災者の知人その他の当該被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者である場合に、照会に係る被災者について保有している安否情報の有無について情報提供できるとされているが、被災者の知人等であることの具体的な確認方法を教えてください。	知人等であることの確認については、照会者が、施行規則第八条の三第一項に基づく申請を行う際に、都道府県知事又は市町村長に対し、対象となる被災者の氏名、住所又は居所、生年月日及び性別を特定して明らかにできている場合には、当該事実をもって認める等の運用を行うことで差し支えございません。

No.	該当箇所（※）	質問	回答
11	第1章	第1章1－5において、本指針は自然災害に係る業務において取扱いが生じる情報を対象とするがあるが、ここでいう自然災害には、災害対策基本法第2条第1号「大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」は含まれるか。具体的には、「多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故」が含まれるかを確認したい。	「多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故」については、災害対策基本法における災害には該当します（災害対策基本法第2項第1号、災害対策基本法施行令第1条）が、本指針においては自然現象による災害を取り扱っており、大規模な事故については取り上げておりません。一方で、人の生命や身体の保護に必要な場合等、災害対応と同様の状況である場合には、個人情報保護法に則り、必要に応じて本指針をご参照いただき、個人情報を適切に取り扱っていただければと思います。
12	第2章	令和4年11月に改正所有者不明土地法が施行され、当課では所有者不明土地の管理の適正化のための措置に関するガイドラインに記載されております、事前準備等に取りかかろうとしている段階であります。そのため、課税課に対し、土地の所有者情報の提供を依頼しているところではありますが、土地の所有者情報は課税情報のため情報を提供できないと言われている状況です。提供していただいた情報は業務にのみ使用するのですが、どのような解釈で情報提供を依頼したら良いのか伺います。	行政機関等における保有個人情報の利用又は提供は、原則として当該保有個人情報について特定された利用目的の範囲内で行われる必要がありますが、法令に基づく場合には、例外的に利用目的以外の目的による利用又は提供が認められています（個人情報保護法第69条第1項）。 お示しいただいた、所有者不明土地の管理の適正化のための措置に関するガイドラインの8頁に記載がありますとおり、所有者不明土地法第43条第1項及び第2項の規定により、同項に規定する要件を満たす場合には、土地所有者等関連情報を、その保有に当たって特定された利用目的以外の目的のために内部で利用することや、外部（土地所有者等関連情報の提供の求めのあった市町村長又は国の行政機関の長等）に提供することができると思われるところ、当該規定に基づく保有個人情報の利用又は提供は、法第69条第1項に規定する「法令に基づく場合」にあたると思われます。 なお、所有者不明土地利用法の解釈については、同法を所管する国土交通省にお尋ねください。
13	第2章	本市では現在、避難者数の迅速な把握を目指しており、避難者数等の報告を電子データでやり取りしようと検討しております。そもそも、避難所へ避難された方の氏名を聞き取りするかどうかについては、市町村の判断に委ねられているもの、との認識で合っていますでしょうか。	ご認識の通りです。
14	事例1	3/9に実施された説明会において、「事例1 河川カメラを活用した避難誘導」のケースがございましたが、実際に災害が発生した場合もしくは発生の恐れがある場合の避難誘導については、説明のありましたとおりかと思いますが、河川カメラ、ドローン、大型モニターでの映像共有を踏まえた訓練を関係機関と実施する場合については、あくまで訓練であり、実災害がないことから、「明らかに本人の利益になるとき」などの条項は当てはまらないのではと考えておりますが、訓練時の個人情報の共有については、どのように整理したらよろしいでしょうか。	訓練に利用する旨、利用目的として特定し、利用することが考えられます。
15	事例3	ドローンで撮影した場合、個人が特定できるものが撮影された場合個人情報とすることかと思えます。個人を特定できるものとは具体的にどのようなものを指すのでしょうか。また、民間保険会社が撮影したドローンの航空写真の提供を受ける場合、個人情報保護の観点から市町村の要請をもって撮影を依頼する必要があるのでしょうか。又は、民間保険会社が個人情報を意図せず取得しうる航空写真を撮影できる規定があるのでしょうか。	個人情報保護法第2条に、個人情報の定義がございます。 表札の氏名が判読可能な状態で写っていたり、個人の容貌につき個人識別性のある情報が含まれる場合等は個人を特定できるものの一例として考えられます。 なお、地方公共団体が民間事業者に撮影を依頼する必要があるか否かについては、地方公共団体において適切にご判断いただければと思います。
16	事例9	大規模災害等で数百人規模になった場合も、県が一元的に集約・調整、マスコミや県民からの問い合わせも全て県が対応することを想定しているのか。	安否不明者の氏名等の公表については、都道府県と市町村が連携の上、都道府県が氏名等の公表を行い、市町村が安否情報の収集・精査を担うことを基本としており、氏名等を公表した後の安否情報についても、市町村に提供されることが想定されます。なお、市町村から公表することが安否情報の収集等に資すると考えられる場合においては、都道府県と当該市町村が調整の上、市町村から公表することも可能です。
17	事例9	本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある特段の事情の把握について、警察等の相談関係機関への確認や家族等からの申出の受付だけでなく、家族等へ確認することも必要と考えるがいかがか。	個人情報保護法上においては、家族は第三者であって、家族の同意の取得は不要としており、救助活動に必要な場合には、家族に対し、安否不明者本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある特段の事情の有無を確認することなく、速やかに安否不明者の氏名等の公表を行うべきと考えております。
18	事例9	本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある特段の事情の把握に関し、DV等の相談機関がDV等の相談状況等を地方公共団体や防災部局等へ提供することについて、個人情報保護法上、どのように理解すればよいか。	公表に向けた準備段階における安否不明者に係る個人情報の行政機関等から他の行政機関等への提供については、当初の利用目的の範囲外である場合でも、人の生命・身体の保護のため、救助活動を効率化・円滑化すべく、安否不明者を絞り込む必要があると認められる場合には、個人情報保護法第69条第2項第3号により、安否不明者の氏名等の公表に係る事務に必要な限度で可能です。 また、相談機関等が個人情報取扱事業者の場合における地方公共団体への個人データの提供は、法第27条第1項により原則として本人の同意が必要であるが、同項第2号により、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」は、本人の同意を得ないで、提供可能です。
19	事例9	安否不明者の公表にあたり、住民基本台帳の閲覧制限の有無の確認等を前提とすると、大規模災害時は確認作業が膨大となり、速やかな公表ができなくなると思われる。一方で、事例9第1（4）②のように一時滞者に限らず、安否不明者の情報は段階的な公表が望ましいと捉えるが、同様の対応を行うことに差し支えはないか。	住民基本台帳の担当部局が発災時に速やかに対応できるよう、発災時に対応可能な職員を確保する体制づくりや、住民記録システムのバックアップ等、同部局における平時からの備えが重要です。 その上で、公表可否の判断に時間を要する場合には、公表可能な対象者から段階的に公表することが望ましいと考えております。
20	事例9	「一時滞者については、住民登録地の市町村に住民基本台帳の閲覧等制限の有無を確認する必要がある等、公表可否の判断に時間を要する場合も考えられるが、その場合には、住民等の公表可能な対象者から段階的に公表することが望ましい。」とあるが、そもそも住民登録のない外国人の一時滞者についてはどのように対応すべきか。	住民基本台帳に登録がない安否不明者についても、安否不明者の所在情報を秘匿すべき事情が判明した場合等、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある特段の事情を把握したときは、その者を公表対象から除くことが必要となります。
21	事例9	個人情報保護法第61条第1項に基づき安否不明者の氏名等を公表することを利用目的に含めなくとも、同法第69条第2項第4号に基づき公表しうることとなりますが、端的にいうと、利用目的に含めること、含めないことのそれぞれのメリット、デメリットはどのようなことでしょうか。	個人情報保護法に規定されるとおり、利用目的の特定が原則となります。利用目的の特定がされていない場合であって、特段の事情がある際に、個人情報保護法第69条第2項各号の例外規定が適用されます。
22	事例9	安否不明者の氏名等の公表にあたり、DV被害者等への配慮を行う観点から住民基本台帳の閲覧制限の有無を確認するよう記載がある。住民基本台帳の閲覧制限がある場合は、人命第一の観点から緊急性が認められる場合においても必須であり、一律に公表をすべきではないという理解で良いか。	個人情報保護法第63条の規定により、地方公共団体の機関は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならず、また、個人情報保護法第69条第2項各号による利用目的外の利用・提供が可能である場合であっても、同項ただし書の規定により、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときは公表を行いません。 例えば、安否不明者が配偶者からの暴力（DV）やストーカー行為の被害者等であって、所在情報を秘匿している場合、その氏名や住所等を公表すると、安否不明者本人やその家族の生命や身体が危険にさらされる可能性があります。 したがって、緊急性が認められる場合においても、所在情報を秘匿する必要がある者の情報が公表されることがないよう、各安否不明者について住民基本台帳の閲覧等制限が措置されていないことを市町村において事前に確認し、措置されている場合には公表対象から除くことが必要となります。
23	事例9	閲覧制限がない場合でも、DV等の相談等の事情が判明した場合は公表対象から除く必要があると記載されているが、公表にあたり、事前に警察等へ照会することが必要であるか。または事実が判明した場合に対応する形でよいか	事前に警察等への照会をすることは必要ではありませんが、所在情報を秘匿すべき事情が判明した場合等、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある特段の事情を把握したときは、その者を公表対象から除いたり、公表を停止したりする必要があります。
24	事例9	旅行者等の一時滞者については、住民基本台帳の閲覧制限の確認ができない限り、公表できないという理解で良いか	個人情報保護法第63条の規定により、地方公共団体の機関は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならず、また、個人情報保護法第69条第2項各号による利用目的外の利用・提供が可能である場合であっても、同項ただし書の規定により、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときは公表を行いません。 例えば、安否不明者が配偶者からの暴力（DV）やストーカー行為の被害者等であって、所在情報を秘匿している場合、その氏名や住所等を公表すると、安否不明者本人やその家族の生命や身体が危険にさらされる可能性があります。 したがって、緊急性が認められる場合においても、所在情報を秘匿する必要がある者の情報が公表されることがないよう、各安否不明者について住民基本台帳の閲覧等制限が措置されていないことを市町村において事前に確認し、措置されている場合には公表対象から除くことが必要となります。

No.	該当箇所 (※)	質問	回答
25	事例9、事例10	事例9及び事例10について 事例9第1(3)の記載によると、「(住民基本台帳の閲覧等制限が)措置されている場合には公表対象から除くことが必要である。」とある。その一方で、事例10により自衛隊、消防、警察その他これに準じる機関への安否不明者情報の提供については、住民基本台帳の閲覧等制限がある方について、提供対象から除く旨の記述がない。 このことから、公表する安否不明者の情報には住民基本台帳の閲覧等制限がある方の情報は含まず、自衛隊、消防、警察等と共有する安否不明者の情報については、住民基本台帳の閲覧等制限がある方の情報も含めて差し支えないと解釈してよいか、確認のため伺いたい。	ご認識の通りです。 事例9は、公表する安否不明者の情報に住民基本台帳の閲覧等制限がある方の情報を含めないこととしております。 一方で、事例10では、提供先が自衛隊、消防、警察その他これに準じる機関と限定されているため、住民基本台帳の閲覧等制限がある方も含めて提供することを可能としております。
26	事例13	事例13(93頁) 【解説】第1名簿情報の提供に関する災害対策基本法上の根拠 「本事例において災害時に避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するため、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供することは可能である。この場合、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることは必要としない。」とされており、災害対策基本法では、災害時(災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合)には本人同意が不要のまま名簿提供できるが、提供のタイミングの例をお示しいただきたい。	お尋ねの災害時における名簿情報提供のタイミングの例については、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する事例集」(平成29年3月内閣府(防災担当))の6.(2)発災時における情報提供の判断の考え方に関する取組(P204～)を参照してください。 <a href="https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisiyagousei/jireisyuu.html">https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisiyagousei/jireisyuu.html</a>
27	事例13	第3章の事例9において、DV等被害者等についてはその情報を公表対象から除くことが必要であるとされている。 これに倣い、災害対策基本法第49条の1第3項に基づいて避難行動要支援者名簿を警察・消防や自衛隊などの避難支援等関係者に提供する場合においても、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ていないDV等被害者等については、その名簿から除く必要があるという解釈でよいのか。	第3章の事例9においては「公表」することを前提としているが、お尋ねの避難行動要支援者に係る名簿情報の提供については災害対策基本法第49条の11第3項において「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し名簿情報を「提供」することができる旨、規定されており、「公表」することを前提としていないことから、「安否不明者の氏名等の公表」とは前提が異なるため、倣うことにはならないものと考えられます。 次に、避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法に基づき地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿として作成され、また、同法に基づき名簿情報の利用及び提供が行われるものです。 一方、個人情報保護法第63条の規定により、地方公共団体の機関は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならないとされています。 これらのことから、DV等被害者等を避難行動要支援者名簿に記載等すること及び記載等されている避難行動要支援者に係る名簿情報を避難支援等関係者等に提供することは違法ではないものと考えられますが、「避難支援等関係者その他の者に対し名簿情報を提供する」ことが不当な行為を助長することにならないかについては、DV等被害者等に関する施策を担当している部局の確認を経ることが必要になるものと考えられます。
28	事例14	平常時における自主防災会への避難行動要支援者名簿の提供について、当市では協定書によって「提供先における利用目的」、「利用する記録範囲及び記録項目」、「利用形態」について、書面を取り交わしています。この書面取り交わしにおいて、改正個人情報保護法第70条に基づき「利用する業務の根拠法令」を追記する必要が生じるかお伺いいたします。 追記が必要な場合、自主防災会との協定再締結の必要が生じ、名簿を提供できる自主防災会数が大幅に減少する懸念があります。 また、平常時における民生委員、社会福祉協議会、包括支援センターへの避難行動要支援者名簿の提供について、改正個人情報保護法第70条に基づき「提供先における利用目的」「利用する業務の根拠法令」「利用する記録範囲及び記録項目」「利用形態等」について提供先との間で書面を取り交わす必要があるかについても併せて伺います。 これらの人員ないし組織との書面取り交わしが必要な場合、避難行動要支援者名簿の提供が著しく困難になる懸念があります。	避難行動要支援者名簿について、災害対策基本法第49条の12で名簿情報を提供する場合における配慮を規定しています。この点において災害対策基本法は改正個人情報保護法の特別法であるため、名簿情報を提供する場合における配慮は災害対策基本法により規律されることとなります。 (1)協定について お尋ねの協定の内容は、災害対策基本法第49条の12に基づくものと考えられます。 また、協定が災害対策基本法に基づき作成された避難行動要支援者名簿の提供に関するものである場合、利用する業務の根拠法令が災害対策基本法であることは明らかです。 これらのことから、利用する業務の根拠法令を追記することは必要と考えられません。 (2)書面の取り交わしについて お尋ねの書面に記載する内容は、災害対策基本法第49条の12に基づくものと考えられます。 災害対策基本法第49条の12に基づき必要な措置を講ずる場合、書面を取り交わすことを必須とはしていません。 ※なお、協定や書面の内容が明らかでないため、以上の回答には、一定の仮定が含まれていることを御承知おきをお願いします。
29	事例14	平常時の要支援者名簿の管理について、町内会長や民生委員などの入れ替わりが多い提供先へ提供した情報について、市町村による名簿の回収や提供先内での情報の引継ぎなど、どのように取り扱えばいいか、またそういった事例で好事例などがあれば教えてほしい。	避難行動要支援者名簿について、災害対策基本法第49条の12で名簿情報を提供する場合における配慮を規定しています。 同条では、名簿情報を提供するときは、市町村地域防災計画の定めるところにより、提供を受ける者に対し名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者などの権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めるよう規定しています。 このため、市町村は、名簿情報の提供を受けていた避難支援等関係者の異動を把握し、当該避難支援等関係者に対して、必要な措置を講ずるよう努めることが必要と考えます。 事例が必要な場合は内閣府防災担当まで個別にお問合せください。
30	事例14	④事例14で避難行動要支援者名簿の平常時からの名簿提供について、災害対策基本法が個人情報保護法の特別法であることから条例で定めることにより提供が可能であると記載されているが、いわゆる「逆手上げ方式」を条例で定めた場合、不同意者は明確に意思表示をしているものの、名簿提供への同意について回答しなかった者については同意したとみなすこととしていることについて支障はないと理解して良いか。	避難行動要支援者名簿について、災害対策基本法第49条の11第2項ただし書きで、名簿情報を提供する場合について、条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られない場合は、この限りでないことを定めています。この点において災害対策基本法は個人情報保護法の特別法であるため、本人の同意がない場合にも条例に特別の定めがある場合には、名簿情報を提供できることとなります。 災害対策基本法においては、形式として、条例に特別の定めがある場合を本人の同意がない場合にも提供できる要件として示していますが、条例の規定ぶりをどのような構成とするかについては、地域の実情に応じて、それぞれの市町村において御判断いただく部分と考えられます。 なお、条例の制定例は、通知や事例集で示していますので参照してください。
31	事例14	災害時の避難行動要支援者の避難支援等については、地域の避難支援等関係者の協力が不可欠であることから、避難行動要支援者名簿(以下「名簿」という。)及び個別避難計画(以下「計画」という。)を対象者の同意を得て、平時から、地域の避難支援等関係者(以下「関係者」という。)が保有し、災害時の避難支援等に備えることにしている。関係者には、個人情報の取り扱いに十分注意し、名簿及び計画の厳正な管理をお願いしているが、万が一、個人情報の漏洩等の事案が発生した場合、市及び関係者の責任の所在や個人情報保護法上の罰則規定の適用等についてはどのような考え方になるのか。 ※以前、関係者に対して取組内容等の説明を行った際に、関係者から、保有する名簿や計画の情報が漏洩した場合の責任は誰が負うのか?(市?関係者?)、また、どのような罰則があるのか?との質問を受けたことがあったが、明確な回答ができなかった。	避難行動要支援者名簿について、名簿情報が適切に取り扱われなかった場合に個人情報保護法との関係で罰則が適用される可能性があるのは、当該事案の当事者が、 (1)行政機関等の職員である場合 正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したとき (2)個人情報取扱事業者や従業者等、また、過去にこのような立場にあった方である場合 その業務に関して取り扱った個人情報データベース等を自己の利益を図る目的で提供等したときである旨、個人情報保護法において規定されています。

(※) 事例番号は説明会時点の番号で掲載しております。パブリックコメントを経て、説明会時点の事例8 (FMラジオ) を削除しておりますので、公表版の指針では本資料の事例9 (指名等公表) 以降の番号が繰り上がっております。

2023年3月28日 作成

2023年4月17日の追記箇所は2ページ以降になります。

2023年4月17日 追記

No.	該当箇所 (※)	質問	回答
32	全般	個人情報への配慮と災害対応のプライオリティについて、バランスの取り方をご教示下さい。	個人情報の利用と保護のバランスについては、災害の規模による等、一意に決まるものではありません。その上で、本指針においては、以下の2点を基本的な方針としており、地方公共団体において、被害の状況や災害対応の進捗などに応じ、適切にご判断いただきたいと考えております。 ・発災当初の72時間が人命救助において極めて重要な時間帯であるため、積極的な個人情報の活用を検討すべきであること。 ・一方で、個人情報の活用においては、個人情報保護法や災害対策基本法に則り、個人の権利利益を保護する必要があること。例えば配偶者からの暴力 (DV) やストーカー行為の被害者等、特に個人の権利利益を保護する必要がある者には十分な配慮が必要であること。
33	全般	③各事例の【事例の詳細】の文末に、「個人情報の利用・提供によって本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合を想定している」との記載が多いが、当初から悪意をもって個人情報の利用・提供することは通常あり得ないと考えており、本人又は第三者の権利利益を侵害させないようにということは行政職員としては念頭にあることと思う。それを踏まえて、ここでいう「不当に」の意味はということか。	個人情報保護法第69条第2項の規定が、個人情報の利用・提供によって本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないことを要件にしていることを踏まえて、個別事例において個人情報保護法第69条第2項各号の規定の要件を満たすための前提として記載しているものであり、具体的に想定している事例があるものではありません。
34	全般	利用目的を特定するタイミングについて Q. 全般を通じて「利用目的を特定している場合」という表現があるが、特定するタイミングは如何 事例9では、具体的に「名簿を作成 (入手) する時点」とあることから、原則は個人情報を「実際に利用する直前」なのか。災害発生を見据え、事前 (平時) に自治体内での内部文書等により利用目的を特定することは考えられないのでしょうか。	個人情報保護法は行政機関等に対し、個人情報を保有するにあたり適切に利用目的を特定することを求めています (個人情報保護法第61条第1項)。災害発生を見据えてあらかじめ個人情報をどのように利用・提供をするかが判明している場合等に、取得が見込まれる個人情報について事前にどのような目的で利用するか定めておくことは否定されません。